



観光立国推進基本法

国際交流の振興と、経済波及効果による地域活力の創出を目的として、わが国でも観光立国を目指す動きが活発化しています。そうしたなか、本年1月、観光政策の基本理念を示し、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的として、「観光立国推進基本法」が施行されました。

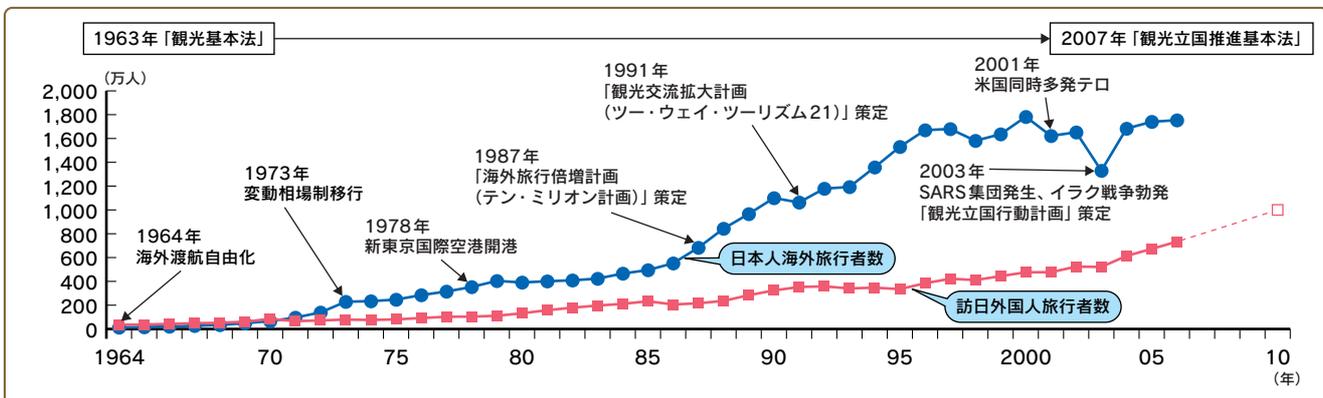
「観光立国推進基本法」は、1963年に、教育基本法等に続く戦後5番目の基本法として施行された「観光基本法」を全面改定したもので、新たに、観光地及び観光産業の国際競争力の強化や、体験型観光等の新たな観光旅行分野の開拓、といった項目が盛り込まれています。

今回の改定の背景として、「観光基本法」の施行から40年以上が経過し、わが国の国際観光を巡る環境が大きく変化していることが挙げられます。海外渡航自由化以降の日本人海外旅行者数と訪日外国人旅行者数の推移をみると(図表)、1964年には、日本人海外旅行者数が13万人、訪日外国人旅行者数が36万人に過ぎなかったものが、2006年には、各1,754万人、733万人にまで増加しています。とりわけ、日本人海外旅行者数は、高い経済成長率や、1985年以降の円高などを背景に大きく増加しました。もともと、日本人海外旅行者数と比べると、訪日外国人旅行者数の増加率は低いものとどまっています。

こうした状況下、政府は、2010年の訪日外国人旅行者数1,000万人という目標を掲げ、2003年には、「観光立国行動計画」を策定し、また、官民一体となって「ビジット・ジャパン・キャンペーン」をスタートさせました。その結果、2002年には524万人であった訪日外国人旅行者数は、2003年はイラク戦争やSARSの影響でやや減少したものの、その後は増加基調で推移しています。

「観光立国推進基本法」では、観光立国の実現に関して、施策の方針や目標等を定めるために「観光立国推進基本計画」をとりまとめることとしています。わが国が観光立国となるためには、まず地域住民が自らの住む地域を見直し、観光資源の発掘と観光地としての磨き上げを行い、積極的に情報を発信することが必要です。今回の法改正や基本計画の策定がこうした動きを後押しすることによって、観光産業が今後のわが国経済を支える柱の1つとなることが期待されます。 池野 哲宜

図表 日本人海外旅行者数と訪日外国人旅行者数の推移



(資料) 国土交通省「観光白書」、国際観光振興機構 (JNTO) 資料、国土交通省資料、日本観光協会「数字で見る観光」を基に三重銀総研作成

(注1) 2006年は、1~11月の暫定値と12月の推計値を合計したものです。

(注2) 訪日外国人旅行者数の2010年は、ビジット・ジャパン・キャンペーンの目標値 (1,000万人)。